

実施された。下限所得額とは被用者や自営業者の年収がその額を下回る場合に抛出できなくなる基準額で、これまでは上限所得額の12%の水準(100カナダドル未満を切捨て)に定められていた。今回の改正はこれを上限所得額の10%の水準に改めたもので、1975年の下限所得額を例にとると、年800カナダドルが年700カナダドルに引き下げられたことになる。

この措置により、より多くの低所得者層がカナダ年金制度に加入できるようになったわけである。

IV

カナダ年金制度の退職年金は、70歳以上の被保険者については退職と否にかかわらず支給されていたが、65歳以上70歳までの被保険者には退職を条件として支払われていた。すなわち65歳以上70歳未満の者で稼得のある者は、その額に応じて退職年金が減額されていた。

今回の改正はこれを改め、65歳以上の被保険者はすべて完全年金を受けられるように定めている。そして65歳になっても退職せず、引き続き保険料を抛出し、年金受給を延長する者には増額された年金が支払われることになった。

この措置により、1975年で約35,000の老人の年金額を増加することができると政府は推計している。

V

このほか遺族年金の給付条件が改められ、女性被保険者の遺族にも男性被保険者の遺族と同様の条件で、かん夫年金、孤児年金が支払われるようになっている。

以上のような改正が、カナダ年金制度の各種給付受給者を増加し、その給付額を改善する上で何らかの効果を持つものであることはいうをまたない。しかしその効果を過大に評価することは危険である。それは各種年金制度の中でカ

ナダ年金制度のしめる役割がそもそも非常に限られたものでしかないからである。

1974年の老齢保障年金受給者は186万人であったが、そのうち108万人もの老人が所得調査をともなう保証所得補足を受給しており、これに対して所得比例の退職年金を受給していた者の数はカナダ年金制度が36万人、ケベック年金制度が10万人にすぎなかったのである。また、経過期間中で完全年金に達していないとはいえ、カナダ年金制度の退職年金平均月額は1974年12月で、月44カナダドルにすぎなかった。

多くの老人が所得調査をともなう各種給付に依存せざるを得ないという現状は、しばしば問題視されてきたところではあるが、今度の改正をもってしてもそれほど改善されないであろう。

Robert W. Weise, "Canada Pension Plan Amended", Social Security Bulletin, Aug. 1975, Vol. 38, No. 8, pp. 34-39.

(一圓 光弥 健保連社会保障研究室)

職員疾病金庫の財政状況と 年金受給者疾病保険の財政対策

(西ドイツ)

西ドイツの疾病保険も医療費の増大にともない財政状況は悪くなってきている。とくに年金受給者を対象とした疾病保険部門の財政状況が悪いために各疾病金庫では保険料を引き上げたり、年金保険からの財源繰入れを増やすなどの財政対策を講じざるをえない状況にある。以下は、これまで比較的財政状況が

良いといわれてきた職員疾病金庫の財政状況と現在検討されている年金受給者疾病保険の財政対策である。

職員疾病金庫の財政状況

職員疾病金庫はホワイトカラーを対象としており、比較的給与は高い。しかし支出の増大により保険料率を1975年4月1日から11.2%（それまでは9.8%）に引き上げている。表1に示すとおり、職員疾病金庫の収支のバランスは1974年に崩れており、1975年においてもわずかながら赤字が予想されている。被保険者1人当たりでみた場合、支出より収入の方が伸びが大きい。しかし、全体としては収入より支出の方が伸びが大きい。また、給付費の中では義歯、入院、薬剤の順に伸びが大きい。1975年に義歯給付費が大幅に増えると予想されるのは、4月1日から義歯費用の80%を職員疾病金庫がもつようになったからである。それまでは義歯費用の1/3しか給付されなかった。

表1 職員疾病金庫の収支状況

(単位: 100万マルク)

	1973年	1974年	1975年	被保険者 1人当たり 増加率(%)
収 入	4,991.9	5,257.8	6,452.2	19.3
支 出	4,385.4	5,349.2	6,454.7	17.3
医 科 給 付	945.7	1,125.3	1,267.7	9.5
歯 科 給 付	344.5	473.5	550.5	13.0
薬 剤 給 付	592.0	711.1	834.1	14.0
治 療 用 品 給 付	193.2	248.5	310.9	21.6
義 歯 給 付	218.1	233.4	355.4	48.0
入 院 給 付	941.2	1,268.4	1,592.3	22.0

(注) 1975年は見込み。

(資料) Arbeit und Sozialpolitik, 3/1975, S.105.

こうした財政状況から1975年は大幅な保険料引き上げが行われたわけである。1975年は、保険料算定報酬限度が月額2,100マルク（1974年は1,875マルク）になったこともあって、最高保険料は表2のとおり、月額235.20マルク（1974年に比べて50マルク以上高い）となっている。これまでにない大幅な引き上げである。こうした財政状況の推移からして今後さらに保険料の引き上げが行われることが予想される。

表2 最高保険料(月額)の推移

1970年	106.80 マルク
1971年	124.38 マルク
1972年	137.02 マルク
1973年	169.06 マルク
1974年	183.75 マルク
1975年	235.20 マルク

(資料) 表1と同じ。

年金受給者疾病保険の財政対策

西ドイツのすべての年金受給者を強制適用者としている年金受給者疾病保険は、年金保険の保険者と疾病保険の保険者（疾病金庫）が財源を負担しているが、医療費の増高にともない疾病金庫による負担部分が増大し、これが一般被保険者の疾病保険の財政に大きく影響している。というのは、原則的には必要な費用の80%を年金保険、20%を疾病保険が負担することになっているが、実際には年金保険は年金支払総額の10.98%（原則的な負担割合が将来大きく変わらないようにするために、1968年における年金保険の負担額の年金支払総額に対する比率であるこの係数が1969年から用いられることになった）に相当する額を負担しているため、年金の伸びを上回る医療費の伸びで、年金保険の負担割合は年々低下し、逆に疾病保険の負担割合が上昇しているからである。1972年現在、疾病保険が負担する費用の割合は40%に達しており、このままでいくと1978年までにはこの割合は50~75%に達するであろうとみられている。

このため連邦労働大臣は、疾病保険拡充専門家委員会の答申を受けて、年金受給者疾病保険の財源調達に関する新規定を含む疾病保険拡充法案を国会に提出している。法案に盛り込まれている新規定の骨子は、(1)年金受給者疾病保険に対する年金保険の保険者の拠出金の額を年金支払額の11%とする、(2)1971~74年における年金保険の保険者による過払を疾病保険の保険者から返還しない、(3)1975年について年金保険から疾病保険に25億マルクを追加して繰り入れる。1976~1977年についての追加拠出は年金保険の財政状態に応じて法令によって定める、というものである。Arendt労働大臣は、この法令に関連して疾病金庫間の負担の均衡を意図していることを表明するとともに、「年金受給者疾病保険は、勤労生活から引退した市民に対する就業者の大きな連帯活動を基礎としたものであり、われわれはこの社会的コンタクトをさらに拡大すべきである」と述べている。法案には、年金保険の被保険者期間が20年未満の年金受給者に対する年金の2%相当額の追加保険料の導入が盛り込まれている。そしてこれによって連帯性を強化させることが意図されている。

Arbeit und Sozialpolitik, März 1975.

(石本忠義 健保連)

社会的負担の国際比較

(EC・OECD)

各国において租税および社会保険料の負担は年々増大する傾向にあり、福祉国家への発展過程における必然的傾向ともみられる。ここではECおよびOECDの最近の資料から各国における租税および社会保険料の負担状況を紹介しよう。

表は各国の国内総生産または国民総生産に対する租税および社会保険料の割合を示したものである。これによると、各国とも社会的負担が増大するなかで、

表 各国の社会的負担状況

(単位:%)

国	年	計	租 税	保 険 料
西ドイツ	1969	35.1	24.7	10.4
	1972	35.5	23.9	11.7
	1973	37.7	25.3	12.4
イギリス	1969	37.1	32.2	4.9
	1972	34.6	29.2	5.4
	1973	33.0	27.4	5.6
フランス	1969	36.6	23.5	13.1
	1972	35.6	22.2	13.4
	1973	35.8	22.2	13.6
イタリア	1969	30.3	19.4	10.9
	1972	30.9	18.7	12.2
	1973	30.0	17.9	12.2
オランダ	1969	39.8	25.5	14.2
	1972	43.1	27.6	15.5
	1973	45.0	28.0	17.0
ベルギー	1969	35.0	24.9	10.2
	1972	37.2	25.5	11.7
	1973	38.1	26.1	12.0
デンマーク	1969	34.3	32.5	1.8
	1972	42.8	40.8	2.0
	1973	43.1	42.0	1.1
スウェーデン	1969	40.7	32.8	7.9
	1972	43.9	35.0	9.0
	1973
スイス	1969	23.8	18.2	5.7
	1972	24.1	18.5	5.6
	1973
日本	1969	19.5	15.8	3.7
	1972	21.1	17.0	4.1
	1973
カナダ	1969	33.4	30.3	3.1
	1972	33.5	30.6	2.9
	1973
アメリカ	1969	29.1	23.8	5.2
	1972	28.1	22.3	5.8
	1973

(注) 西ドイツ、イギリス、フランス、イタリア、オランダ、ベルギーおよびデンマークは国内総生産に対する割合、その他の国は国民総生産に対する割合。

(資料) EC, Steuerstatistik 1968-1973, 1974. OECD, Revenue Statistics of OECD Member Countries 1965-1972, 1975.